



人口	世帯	(11月1日現在)
192,039人	60,562世帯	(前月比+184人)
		(前月比+137世帯)

# 関東学院大学

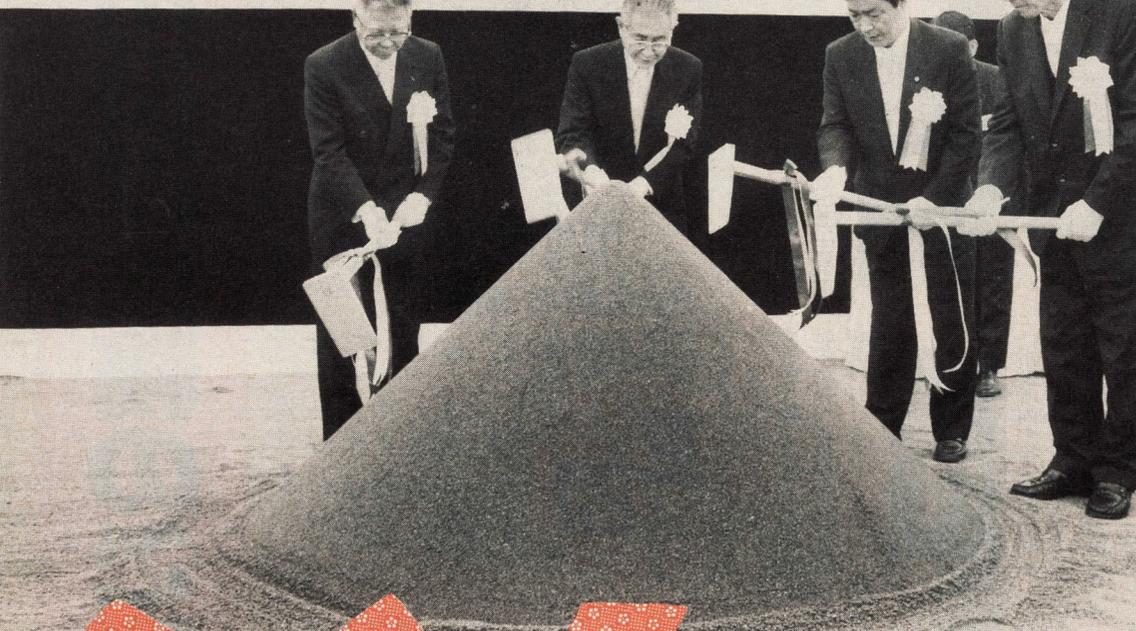
## 小田原校が起工

荻窪地区

関東学院大学小田原キャンパスの起工式が十一月二十四日、大学、市及び地元関係者など約三百人が出席し、荻窪の建設予定地で行われました。関東学院理事長、市長らによるくわ入れの後、高野理事長が「歴史ある緑豊かな小田原の地に新しい学部を開設できることをうれしく思います」とあいさつ

しました。県西地区で初めての四年制大学となる小田原キャンパスには、法学部法律学科が新設され、司法・行政のほか産業、国際のコースが設けられます。また、地域に開かれた大学としてまちの活性化にも役立つものと、平成三年四月の開校が待たれます。

### 関東学院大学小田原校地起工式



くわ入れする理事長・市長・市議会議長・荻窪地区代表(左から)

## 秋の味覚いっぱい

## 農業まつりにぎわう



「ほら食べてよ」子牛ってかわいいね

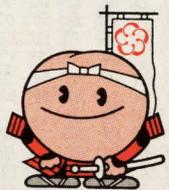
先月二十五、二十六日の両日、城内スポーツレクリエーション広場において、農業まつりが開かれ、多くの家族連れなどににぎわいました。この催しは、小田原市の農林産物を広く紹介し農業の発展を目指すもので、今年二十回目を迎えました。

会場には、ミニ牧場や子ブタのコーナーなどが設けられ、子どもたちはポニーに乗ったり、子ブタと遊んだり、動物たちとのふれあいを楽しみました。

また、季節の野菜、果物の即売や、手作りの「ふるさとの味」コーナー、米の消費拡大を呼び掛けるもちつきやおにぎり、ポン豆の試食コーナーも人気を集めていました。



あなたはもう  
梅丸に会いましたか



テレホンカード  
のご利用を

とときめき小田原まつりの記念テレホンカード(50度数)が発売になりました。価格は1枚850円で、市役所総合案内(2階)・天守閣広場売店・天守閣内売店(1・4階)で販売しています。記念品やプレゼントには是非ご利用ください。

エコーはがき  
発売します

まつり記念のエコーはがきが来年の1月11日以降、県内の郵便局で発売されます。価格は1枚36円で、県下全域で25万枚が販売されます。お友達に梅丸はがきを出して、どんどん宣伝してくださいね。

◆問い合わせ ときめき小田原まつり実行委員会 事務局 ☎33-1519

## 新年の書と いけばな展



新春恒例の特別展「新年の書といけばな展」を次のとおり開催します。みなさんでお出掛けください。

◆日時 1月2日(火)～15日(月) 入場時間午前9時～午後4時30分

◆会場 天守閣2階・中4階

◆天守閣入場料 大人250円子ども100円

◆問い合わせ 小田原城天守閣 ☎33-1373

# 市の施設の休みは 年末年始

## 市役所業務のご案内

12月29日  
日から1月3日まで、市役所は年末年始の休みとなります。

休暇中の業務と市の施設の休みは次のとおりです。

市制記念日  
市役所の業務は平常どおりです

なお、市立小学校・市立中学校・市立幼稚園はお休みです。



### 一般事務

市の一般事務は十二月二十九日(金)から一月三日(水)までお休みします。  
戸籍住民課、連絡所、支所の窓口も休みとなりますので、戸籍・住民票・印鑑証明・住



民異動なども休みとなり、取り扱えませんので、ご注意ください。

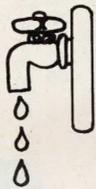
### 会計事務

市役所内の指定金融機関関係出所は、十二月二十八日(木)の午後四時まで業務を行います。  
市税などの収納は、次の金融機関で十二月二十九日(金)まで取り扱います。

- ・駿河銀行
- ・小田原信用金庫
- ・横浜銀行
- ・第一勧業銀行

### 水道

水道局の営業は十二月二十九日(金)から一月三日(水)まで休ませていただきます。



この期間に、水道の故障などでお困りの場合は、市の公認業者に連絡してください。問い合わせは浄水課(☎42552)までどうぞ。  
年末年始の転出清算の手続きは、十二月二十七日(水)までに営業課料金係(☎331646)へ連絡してください。  
なお、橋地区は県営水道で

### 燃えるごみ

燃えるごみは十二月三十日(土)までは平常どおり収集します。一月は四日(木)から業務を始めます。  
●月・水・金曜日の収集地区は三十一日(日)の特別収集が年内最後の収集で、一月は五日(金)からです。  
●火・木・土曜日の収集地区は三十日(土)が年内最後の収集で、一月は四日(木)からです。

### 燃えないごみ

燃えないごみの収集は、旧緑地区(第一区を除く)、旧新玉地区、旧幸地区は二十八日(木)に年内最後の収集を行い、新年は一月四日(木)から業務を行います。  
これ以外の地区は「燃えないごみ収集日カレンダー」のとおりです。

### 尿の処理

尿の処理は十二月二十八日(木)まで平常どおり業務を行います。  
十二月二十九日(金)と三十日(土)は、急用に備えて非常要員が正午まで待機していますので、急を要する場合は、清掃協会(☎345300)又は衛生公社(☎353224)に連絡してください。  
新年は四日(木)から平常どおり作業を行います。

### ごみ持ち込み

ごみの清掃工場への持ち込みは、十二月二十九日(金)までは午後三時三十分まで、

### 犬猫の処理

犬や猫の死体処理は年末年始とも取り扱います。環境事業センター(☎349892)へ連絡してください。



三十日(土)と三十一日(日)は午前十一時まで受け入れません。

### 国民年金にはこんな特典が

国民年金の特典についてお知らせします。

◎ 前年の1月から12月までの年平均の消費者物価指数により、年金額もスライドします。なお、実施は4月からです。

◎ 自営業者等の第1号被保険者である夫が死亡したとき、死亡した夫によって生計を維持していた妻に60歳から65歳まで寡婦年金が支給されます。年金額は老齢基礎年金額の4分の3です。ただし、給付を受けられるのは次の①②に該当する場合です。

① 被保険者である夫が保険料を納めた期間と保険料を免除された期間の合計が25年以上になる場合

② 夫の死亡当時、婚姻関係が10年以上継続している場合

なお、夫が障害基礎年金や老齢基礎年金を受けていたときは支給されません。

◎ 国民年金加入者や国民年金に加入したことがある国内にお住まいの60歳以上65歳未満の方、老齢基礎年金受給者、老齢基礎年金の受給資格期間を満たしている方のいずれかに該当する人が死亡したときに、18歳未満の子又は20歳未満で1級又は2級の障害のある子どもがいる妻又は子どもに遺族基礎年金が支給されます。ただし、国民年金加入者や国民年金に加入したことがある国内にお住まいの60歳以上65歳未満の方は、保険料を納めた期間と免除された期間の合計が加入期間の3分の2以上あることが必要です。

◆ 問い合わせ 保険年金課 国民年金係 ☎31868

### 犬による迷惑をなくしましょう

飼い犬による迷惑をなくすため次のことを守りましょう。

◆ 犬の放し飼いはやめましょう。

◆ フンは飼い主が責任をもって始末しましょう。

◆ 朝夕の運動をさせたりしつけをして、むだ吠えをなくしましょう。

◆ 犬舎を清潔にして悪臭や害虫等の発生を予防しましょう。

◆ 問い合わせ 生活環境課 ☎331486 保健所環境衛生課 ☎223135

◆ 犬舎を清潔にして悪臭や害虫等の発生を予防しましょう。

◆ 問い合わせ 生活環境課 ☎331486 保健所環境衛生課 ☎223135

◆ 犬舎を清潔にして悪臭や害虫等の発生を予防しましょう。

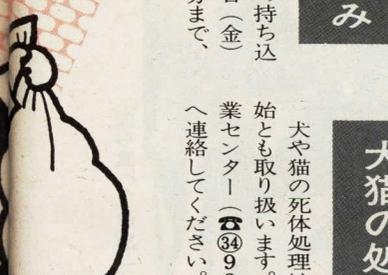
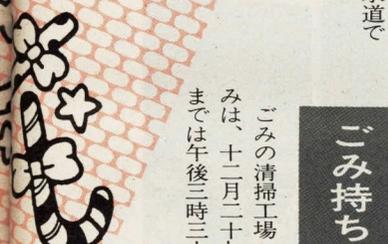
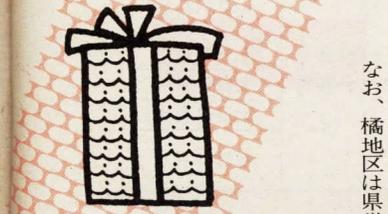
◆ 問い合わせ 生活環境課 ☎331486 保健所環境衛生課 ☎223135

### 市への入札に参加希望の方は

市が発注する工事又は製造の請負、物件の買入れ並びに測量及び設計委託等の指名競争入札に参加を希望する方の追加受付を行います。今回の登録の有効期間は、平成2年6月1日から3年5月31日です。(火)2月14日

- 城山庭球場
  - 城内弓道場
  - 酒匂川スポーツ広場
  - 鴨宮運動広場
  - 多古運動広場
  - 高田運動広場
  - 寿町テニス場
  - 小峰広場
- 次施設の施設は十二月二十八日(木)から一月三日(水)まで休みます。

- 図書館
- 中央公民館と中央公民館分館
- 中央公民館は十二月二十七日(水)も館内清掃のため休館します。
- 国府津公民館
- 郷土文化館と郷土文化館分館
- 前羽福祉館
- 下中老人憩の家





い合わせ先は体育課管理係  
(☎331731)です。  
●スポーツ会館  
※十二月二十六日(火)と  
二十七日(水)及び一月四  
日(木)から七日(日)ま  
での開館時間は、午前九時  
から午後五時までになりま  
す。問い合わせはスポーツ  
会館(☎232465)へ。

十二月二十七(水)も  
館内整理のため休館します。  
●尊徳記念館  
●保健センター  
※ 休日急患診療所・休日急  
患歯科診療所・休日急患調  
剤薬局は十二月三十日(土)  
から一月三日(水)まで診  
療を行っています。

十二月二十九日  
一月一日  
●社会福祉センター  
※ 三階の老人福祉施設と四  
階の会議室等は十二月二十  
八日(木)から一月四日(木)  
まで休みます。  
●いこいの森

十二月二十九日  
一月四日  
●次施設は十二月二十九日  
(金)から一月一日(月)ま  
で休みます。  
●天守閣  
●遊園地  
●城址公園・藤棚の売店

十二月二十九日  
一月一日・二日  
●次施設は十二月二十九日  
(土)と一月一日(月)と一  
月二日(火)は休みです。  
●斎場

十二月二十九日  
一月一日  
●次施設は十二月二十九日  
(土)と一月一日(月)と一  
月二日(火)は休みです。  
●斎場

## 古戦場シンポジウム

### 1月13日に市民会館で

市では「ときめき小田原夢  
まつり」のプレイベントとし  
て、中世末期に戦乱の舞台と  
なった地域の首長を招いて、  
「古戦場シンポジウム」を開  
催します。この催しは、戦国  
乱世をかえりみて、合戦や古  
戦場の時代背景や歴史的意義  
そのときから今日まで地域が  
たどってきた道などを明かに

して、これからの活力と魅力  
あふれるまちづくりの糧とし  
ようとするものです。  
出席される首長は次の市町  
長のみなさんなどです。  
○岩手県二戸市(九戸政実の  
乱)  
○岐阜県関ヶ原町(関ヶ原の  
戦い)  
○京都府大山崎町(山崎の戦  
い)

○岡山県岡山市(備中高松城  
の戦い)  
○神奈川県小田原市(小田原  
合戦)  
なお、主な内容は次のとお  
りですので、お誘い合わせ  
の上、ご参加ください。

◆基調講演「小田原築城の歴  
史的意義」 講師 高橋富雄  
さん(盛岡大学文学部長)  
◆首長シンポジウム「歴史を  
学び史跡を生かすまちづく  
り」  
○出席者 各市町長のみなさ  
んほか

◆記念講演「大久保彦左衛門  
と小田原」 講師 綱淵謙錠  
さん(作家・日本ペンクラ  
ブ理事)  
◆日時 平成二年一月十三  
日(土) 午後一時から五時  
◆会場 小田原市民会館大  
ホール  
◆定員 千二百人(入場無  
料)  
◆申込み 直接又は電話で文  
化室に申し込んでください。  
申込順に受け付けて定員に  
なり次第締め切ります。  
◆申込先・問い合わせ 文化  
室 ☎331703

◆長期営業継続農地  
の確認について  
昭和60年度から長期営業継  
続農地として認定されている  
農地は今年で5年目になりま  
す。5年間農地として管理さ  
れていることが確認された場  
合は過去5年間徴収が猶予さ  
れていた税額が免除されます。  
しかし、農地として管理され  
ていない土地(農地以外に転  
用・放置状態等)については、  
徴収猶予が取り消され、過去  
5年間にさかのぼって猶予さ  
れていた税額とそれに係る延  
滞金を納付していただくこと  
になります。

ただし、次のような場合に  
は納税義務が免除されますの  
で、該当する方は資産税課に  
免除申告をしてください。  
◆免除の対象  
①震災・風水害等の災害によ  
って営業継続ができなくな  
った場合  
②所有者が死亡した場合  
③主たる農業従事者の死亡、  
事故で営業継続ができなくな  
った場合  
④生前一括贈与をした場合  
⑤国、地方公共団体、住宅都  
市整備公団、土地開発公社  
などが所有権又は使用収益  
権を取得した場合  
⑥農業用施設用地として転用  
した場合  
⑦土地取用法に基づき取用さ  
れた場合  
⑧土地区画整理法に基づく事  
業に提供した場合  
⑨住宅金融公庫法の規定によ  
る資金の貸付けを受けて建  
設する住宅 又は農住利子  
補給制度の適用を受けて建  
設する賃貸住宅の敷地に転  
用した場合  
このほかにも免除になる場  
合がありますので、詳しいこ  
とは資産税課土地係(☎331  
365)までお問い合わせく  
ださい。

## 連載随筆

# 小田原合戦

岩崎宗純

(市史編さん専門委員)

《第9回》

**小田原開城**  
北条氏の支城の中でも中核  
的存在であった八王子城の落  
城、四方四千の秀吉軍に包圍  
されながらも、抵抗し続けて  
いた韮山城の開城は、氏政・  
氏直にとって大きな痛手であ  
った。すでにその前に鍾臣松  
田憲秀や忍城主成田氏長の内  
応もあり、小田原城中は動揺  
していた。

伴って小田原城を出て家康の  
陣に行き、自分は責任を負っ  
て切腹するから城中の將兵の  
命は助けて欲しい、と嘆願し  
た。家康はそのまま氏直を滝  
川雄利のもとへ行かせ、氏直  
が投降してきたことを秀吉に  
告げた。(家忠日記追加)  
秀吉は直ちに氏直の降伏を受  
け入れた。

氏直は一身に罪を負い、將  
兵の助命を懇願したが、秀吉  
は許さなかった。むしろ、氏  
直は家康の娘婿であるという  
考慮から助命され、氏政・氏  
照と重臣の松田憲秀、大道寺  
政繁に切腹を命じた。氏政・  
氏照が秀吉との一戦を強硬に  
主張した主戦派であったこと

秀吉は熟知していたし、ま  
た、憲秀や政繁は北条氏の重  
臣でありながら卑劣な行為が  
あったと、切腹を命ぜられて  
いるもの、この二人も主戦  
派であったことを秀吉は知っ  
ていたのである。七月五日、  
これらの処罰を命じた氏直あ  
ての秀吉朱印状(小早川文書)  
に、秀吉はわざわざ自筆で「尚  
々、是非四人然るべく候」と  
書き入れてあり、秀吉の決意  
のほどが知られる。

小田原城の受けとりは翌六  
日であった。家康の家臣、神  
原康政と秀吉から脇坂安治・  
片桐直盛の両名が代表として  
城内に入った。開城は混乱も  
なく行われ、七日から九日の  
間に数方の城兵が城から出て  
四方に散っていった。  
氏政・氏照兄弟も九日に城  
を出て、城下にあった田村安  
栖の屋敷に入った。七月十一  
日の夜、氏政・氏照は弟氏規  
の介錯で切腹し果てた。「太  
閤記」には、その時の辞世の  
歌が記されている。  
雨雲のおほる月も  
胸の霧も  
はらひにけりな秋の夕風  
氏政  
我が身いま消とや  
いかに思ふべき  
空より来り空に帰れば  
氏政  
天地の清き中より  
生れきて  
もとのすみかに  
かへるべらなり  
氏照

明応四年(一四九五)初代  
北条早雲が、小田原城を襲い、  
大森藤頼を追ってから五代、  
およそ百年にわたり、小田原  
を中心に関東に君臨した戦国

大名小田原北条氏は終焉の時  
を迎えたのである。  
氏直が助命されたのは、先  
にも述べたように、徳川家康  
の娘督姫を妻としていたこと  
にもよるが、この二人は即日  
離別させられ、督姫は後に因  
州池田輝政のもとに再嫁して  
いった。この時、督姫が嫁入  
り道具とともに持参したのが、  
二代氏綱の需めによって作ら  
れ、狩野元信が絵を描き、詞  
書を近衛尚通・大僧正公助青  
蓮院尊鎮という当代の一流の  
能書家が書き、奥書を三条西  
実隆がした名品「酒天童子絵  
巻」と源義家が奥州の豪族清  
原氏の乱を平定した様子を描  
いた「後三年合戦絵詞」であ  
った。

督姫と離別した氏直は、七  
月二十日高野山高室院へ向か  
った。一行は同じく助命され  
た北条氏規・氏房の一族と、  
大道寺直繁、松田直憲ら三百  
人であった。

小田原を占領した秀吉は禁制をくだし民心の安定を図った

田畑、山林を宅地などに地  
目変更したときや、家屋の新  
築、増築、取壊し(滅失)を  
した場合は、必ず1か月以内  
に登記所(横浜地方支局小  
田原支局)に登記申請してく  
ださい。申請されないと、固  
定資産の課税が正しく行われ  
ませんので、ご注意ください。  
○家屋を取り壊した場合、  
建物滅失の登記を(取り  
①所有者が死亡した場合  
②主たる農業従事者の死亡、  
事故で営業継続ができなくな  
った場合  
③生前一括贈与をした場合  
④国、地方公共団体、住宅都  
市整備公団、土地開発公社  
などが所有権又は使用収益  
権を取得した場合  
⑤農業用施設用地として転用  
した場合  
⑥土地取用法に基づき取用さ  
れた場合  
⑦土地区画整理法に基づく事  
業に提供した場合  
⑧住宅金融公庫法の規定によ  
る資金の貸付けを受けて建  
設する住宅 又は農住利子  
補給制度の適用を受けて建  
設する賃貸住宅の敷地に転  
用した場合  
このほかにも免除になる場  
合がありますので、詳しいこ  
とは資産税課土地係(☎331  
365)までお問い合わせく  
ださい。

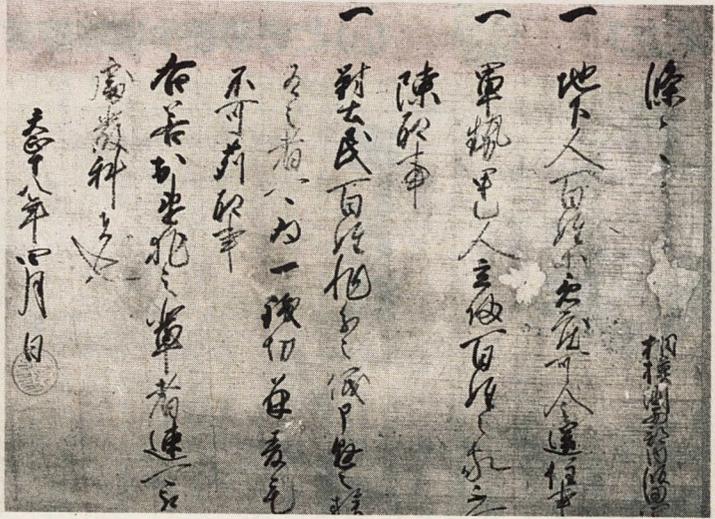
野菜の即売会を  
18日に市民会館で  
野菜の即売会が、市消費者  
の会の主催で開催されます。地  
元の生産者のみなさんを始め、  
各方面のご協力を得て、新鮮  
で安全な野菜を用意します。  
また、農家の人による好評  
の手作りみそやつけものも用  
意しますので、ご近所お誘い  
合わせの上、お早めにご来場  
ください。  
◆日時 12月18日(月)午前10  
時から(売切れ次第終了し  
ます)  
◆会場 市民会館1階のロ  
ビー

販売品目 ニンジン ハク  
サイ サイモモ ゴボウ  
ダイコン 手作りみそ 手  
作りつけもの等  
◆問い合わせ 市民生活課  
☎331398  
国保保険料の納付  
済額のお知らせを  
平成元年中の国民健康保険  
料納付済額のお知らせを1月  
中旬に各被保険者世帯に配布  
します。  
◆確定申告等を行うときなど  
にご利用ください。  
◆問い合わせ 保険年金課国  
民健康保険係 ☎33183



## お知らせ

豊臣秀吉控書天正十八年四月  
(高橋謙作氏所蔵文書)



小田原を占領した秀吉は禁制をくだし民心の安定を図った



# こどもは



## ちびっ子 レポーターです

15



●レポーター  
下曽我小学校六年  
香川 聖幸くん  
浅海 陽子さん

●説明者  
道路課 天野課長

私たちの生活に重要な役割を果たしている道路、この道路がどのように造られ整備されているのか、道路課をたずね話を伺いました。

☆ ☆ ☆

浅海 道路課ではどんな仕事をしていますか。

課長 昔に比べて車も多くなっていますが、まず新しく道路を造る仕事があります。それから、道路が壊れるとそれを修理する仕事があります。また、みんなが安全に使えるように標識やカーブミラーなどの安全施設を設置する仕事があります。

浅海 道路課にはどんな役割の人がいるのですか。

課長 課長が一人、係長が四人、設計する人二十四人、現場で働く人が十九人います。香川 道路標識はどんな所に立てるのですか。

課長 いろいろ種類によって違いますが、例えばカーブがあるところ、踏切があると

ころなど危険な場所について注意を促しています。

香川 市道は全部でどのくらいの長さになるのですか。

課長 市道の延長は約四十九万五千メートルで、舗装率は九〇・〇七％あり全国的にも上位に位置しています。

浅海 道路を造るとき一番苦労することはなんですか。

課長 一番大変なことはいえ、道を造る用地を地主さんに譲ってもらうことです。ですから、毎晩のようにお願いに歩いています。

今は、用地さえ譲っていたら、技術的には造るの



地図を見ながら話を聞きました

にそれほど苦労しません。

香川 道路を直すときは、それがやるのですか。

課長 三つの方法で行っています。小さな修理は市の作業員が直します。急ぎの場合や、大きな機械などが必要な場合は業者に委託して直してもらいます。計画的に修理す

る場合は、予算を取って設計をして業者を入札で選んで工事しています。

浅海 道路を造る費用は年間どのくらいですか。

課長 市の道路を造る予算は約四十億円で、また、市道一メートル造るのに一般的なものでは四千万円、幹線道路では五千万円、町中では千二百万円くらいかかることも知っておいてください。

また最近では、ただ車が通ればよいといった道路づくりでなく、人が歩きやすいことやデザインにも配慮した道路づくりを心掛けています。

香川 これからの道路計画はどうなっていますか。

課長 昭和六十二年に道路マスタープランというものができましたが、市内の混雑を解消するため、南北の道路と市街地の外側を通る環状道路を整備していく予定です。

香川・浅海 きょうはどうもありがとうございました。

# わたしの提案

## 街路樹を個性ある美しいものに



街路樹はみんな大切にしましょう

街路樹を個性ある美しいものに

（本町 山田さん80歳）  
小田原の街路樹を個性ある美しいものにすることを提言します。仮に市内の主要通りが八重桜通り、椿通り、桜花通り、はなみずき通り、あじさい通り、沙羅の木通り、（思いつくままに書きました）など、このように呼ばれるようになったら楽しいことではないでしょうか。町並みの景観も変わります。文化の香りも一層高い町並みになるでしょう。

商店街では、その花の時期に客寄せの行事をします。市

全体の集客力も高くなるでしょう。そして、費用も比較的軽く済むのではないのでしょうか。

銀座のどこかで沙羅の木に変えたという話も聞きました（アーケードのため、どの道にもという訳にはなりません）。

◎答え  
現在市では、「うるおい」や「魅力」のあるまちづくりを推進するため、都市景観行政に取り組み、調査研究を進めているところです。今年五月に建設省の都市景観モデル都市に指定されていますので、現在都市景観形成の基本計画等の策定作業を進めています。

そこで、季節に応じた街路樹の植栽についてのご意見ですが、現在市道の十八路線にケヤキなどの高木街路樹を十四種類千五百九十八本、サツ

きなどの低木を八路線に六種類一万九千七百本を植栽し、道行く人々に季節を告げ、心の潤いを提供しています。

街路樹は路線ごとに樹種を定めて植栽していますが、特にケヤキや落葉樹については市民の方々のご理解とご協力が必要となります。

今後は、快適な道路空間の確保という視点から整備を行うべきであると考えています。その一環として、ご提言の趣旨を取り入れる街路樹の植栽を推進していきたいと考えています。

わたしの提案を  
お寄せください

「わたしの提案」のはがきは、市役所総合案内、支所・連絡所にありますので、ご意見をお寄せください。

◆問い合わせ 広報課広聴係 ☎1263

### ときめき小田原まつり

**ねりんピック '89に参加**

「全国健康福祉祭」はねりんピックとも呼ばれ、高齢者を中心とする国民の健康保持・増進、社会参加生がいの高揚等を図り、ふれあいと活力のある長寿社会をつくることを目的にしています。

◎マラソン 大山勇さん (60歳・久野)

◎ベタンク 小林辰雄さん (67歳・西酒匂) 梅本明さん (62歳・飯泉) 小林 国枝さん (60歳・西酒匂)

また、手作り民芸品フェアには、次の方々が出品されました。

◎鎌倉彫 城所吉五郎さん (71歳・多古)

◎陶芸 平岩一夫さん (73歳・扇町)

この大会は昨年から開催され、本年は第2回として、11月3日から6日までの4日間、ねりんピック'89おおいだ大会が大分県を会場に盛大に開催されました。

本市からは、マラソンとベタンクに次の方々が出場し、県代表として活躍されました。

買、水道メーターボックス内の副止水栓を止めてから修理してください。

公道内の水道管(給水管)の修理と家庭の水道メーターボックス内の漏水修理は、市が無料で行います。宅地内のその他の給水装置は個人財産なので修理は有料です。

桶地区は県営水道なので、詳細は県企業庁水道局二宮営業所(☎046378111)にお問い合わせください。

◆問い合わせ 小田原市管工事協同組合 ☎1002 工務課 ☎1667(夜間)

◎ベタンク 小林辰雄さん (67歳・西酒匂) 梅本明さん (62歳・飯泉) 小林 国枝さん (60歳・西酒匂)

また、手作り民芸品フェアには、次の方々が出品されました。

◎鎌倉彫 城所吉五郎さん (71歳・多古)

◎陶芸 平岩一夫さん (73歳・扇町)

随時募集しています。

◆応募資格 福祉活動に理解と情熱をお持ちで、家事のできる健康な女性。年齢は問いません。

◆活動時間 月曜日から土曜日の午前9時から午後7時まで。ただし、曜日・時間については相談に応じます。

◆手当

- 午前9時から午後5時まで 時給745円
- 午後5時から午後7時まで 時給930円

◆問い合わせ 高齢者生きがい事業団 ☎0210

排水設備の修理は 施工した業者に

### ときめき小田原まつり

**おしらせ**

**水道の修理は 公認業者へ**

家庭の水道の蛇口故障や水道管破裂などの修理は、直接公認業者に申し込んでください。公認業者以外は修理できません。

なお、蛇口やバッキンの取り替えは自分でできます。材料を公認業者か水道材料店で

**伝言板**

**消費税の申告・届出と相談は**

◎個人課税事業者の平成2年度簡易課税制度選択届出書の提出期限

個人の課税事業者で、平成2年度の課税期間から簡易課税制度を選択したい方は、「簡易課税制度選択届出書」を平成2年1月4日までに提出する必要があります。

※平成元年分について、すでに「簡易課税制度選択届出書」を提出している方は再提出の必要はありません。

◎10月末決算法人の申告・納付期限

10月末決算法人については、

「さわやかさん」を募集します

高齢者生きがい事業団では、「さわやかエフロンサービス事業」を実施するに当たり、ヘルパー(さわやかさん)を

ご家庭のトイレや台所等の排水の詰まりといった故障は自分で直されるか、施工業者に修理を依頼してください。ただし、公共下水道を使用している方が配管の取り替えなどの修理をする場合は、改築工事になりますので、公認業者に申し込んでください。

◆問い合わせ 業務課 ☎1614

**排水設備の修理は 施工した業者に**

ご家庭のトイレや台所等の排水の詰まりといった故障は自分で直されるか、施工業者に修理を依頼してください。ただし、公共下水道を使用している方が配管の取り替えなどの修理をする場合は、改築工事になりますので、公認業者に申し込んでください。

◆問い合わせ 業務課 ☎1614

### ときめき小田原まつり

**12月26日~31日**

**おとなりにあげる安心 火の始末**

◎火の用心7つのポイント

- 寝たばこや、たばこの投げ捨てをしない
- 子どもには、マッチやライターで遊ばせない
- 風の強いときは、たき火をしない
- 天ぶらを揚げるときは、その場を離れない
- 家の周りに燃えやすいものを置かない
- ふろの空だきをしない
- ストーブには、燃えやすいものを近づけない

消防本部・消防署 ☎23-1251(代)

前々年又は前々事業年度(これを基準期間といいますが)の課税売上高が3000万円を超える事業者で、まだ「課税事業者届出書」を提出していない方は、お早めに提出してください。

◎消費税についての質問、相談はお気軽に

消費税の申告・届出などお分かりにならない点がありましたら、お気軽にお尋ねください。また、希望される方に つきましては、税務署職員が事務所等にお伺いして個別・具体的に相談に応じますのでご連絡ください。

◆問い合わせ 小田原税務署 関税部門 ☎4511

**年末火災特別警戒**

12月26日~31日

おとなりにあげる安心 火の始末

◎火の用心7つのポイント

- 寝たばこや、たばこの投げ捨てをしない
- 子どもには、マッチやライターで遊ばせない
- 風の強いときは、たき火をしない
- 天ぶらを揚げるときは、その場を離れない
- 家の周りに燃えやすいものを置かない
- ふろの空だきをしない
- ストーブには、燃えやすいものを近づけない

消防本部・消防署 ☎23-1251(代)